令和２年１１月２５日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

[redacted]運転免許証交付処分取消等請求事件

口頭弁論終結日　令和２年１０月１６日

判　　　　決

[redacted]

原　　　　告　[redacted]

大阪市中央区大手前２丁目１番２２号

被　　　　告	大　　阪　　府
同代表者兼処分行政庁	大阪府公安委員会
同委員会代表者委員長	井　上　　　誠
指定代理人	田　野　　　浩
同	矢　野　登　志　夫
同	瀬　尾　英　之
同	岩　井　幸　二
同	木　下　欣　彦

主　　　　文

１　大阪府公安委員会が[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けで原告に対してした，優良運転者である旨の記載のない運転免許証を交付してする運転免許証の有効期間の更新処分を取り消す。

２　大阪府公安委員会は，原告に対し，優良運転者である旨の記載のある運転免許証を交付して運転免許証の有効期間の更新処分をせよ。

３　訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第１　請求

主文同旨

第２　事案の概要

本件は，道路交通法（以下「法」という。）所定の違反行為（信号無視）があったとして，運転免許証（以下「免許証」という。）の有効期間の更新の申請手続上法にいう優良運転者でなく一般運転者に該当するものと扱われ，大阪府公安委員会から，優良運転者である旨の記載のない[redacted]年[redacted]月[redacted]日付けの免許証を交付されて更新処分（以下「本件処分」という。）を受けた原告が，違反行為を否認し，優良運転者に当たると主張して，本件処分の取消しを求めるとともに，上記記載のある免許証を交付してする更新処分の義務付けを求める事案である。

1　関係法令の定め

関係法令の定めは，別紙「関係法令の定め」記載のとおりである（同別紙中で定めた略称は，以下においても同様に用いる。）。

2　前提事実（争いのない事実，顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1)　原告は，運転免許を受け，免許証を交付されている。

(2)　大阪府[redacted]警察署地域課に勤務する[redacted]巡査長（以下「[redacted]警察官」という。）及び[redacted]巡査（以下「[redacted]警察官」という。）は，[redacted]年[redacted]月[redacted]日，[redacted]交差点（以下「本件交差点」という。）北東角付近歩道に位置して，[redacted]警察官が[redacted]警察官[redacted]として，[redacted]交通取締りに従事していた（乙１，３，弁論の全趣旨）。

(3)　原告は，[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]時[redacted]分頃，普通乗用自動車（以下「原告車両」という。）を運転し，[redacted]付近道路において，左折専用車線である第１通行帯を北方から南方に向かって走行し，信号機により交通整理の行われている本件交差点において左折進行し

たところ，交通取締りをしていた[redacted]警察官に停止を求められた（乙３，弁論の全趣旨）。

原告は，[redacted]警察官から，対面信号機（以下「本件信号機」という。）の表示する信号が赤色灯火かつ直進の青色灯火矢印であるにもかかわらず，これに従わず左折進行した（以下「本件信号無視」という。）として，反則行為（法１２５条１項，１１９条１項１号の２）の告知をされ，いわゆる交通反則切符中の交通事件原票の供述書（以下「本件供述書」という。）に署名及び指印をした（乙１）。

その後，原告は，反則金の納付をしなかったが，[redacted]（弁論の全趣旨）。

⑷　原告は，[redacted]年[redacted]月[redacted]日，大阪府公安委員会に対し，免許証の更新の申請をした（以下「本件申請」という。）。これに対して，大阪府公安委員会は，同年[redacted]月[redacted]日，有効期間を[redacted]年間とする同年[redacted]月[redacted]日付けの免許証を交付して，免許証の更新（本件処分）をした。この免許証には，免許を受けた者が優良運転者である旨の記載（法９３条１項５号）はなかった。

大阪府公安委員会は，本件信号無視があったことを前提として，原告は令３３条の７第１項にいう違反行為である令別表第二の一，備考二の２４所定の信号無視をしたから優良運転者に当たらないとして，本件処分の際，免許証に原告が優良運転者である旨の記載をしなかったものであり，本件違反行為がなければ，原告は優良運転者に該当するものであった（弁論の全趣旨）。

⑸　原告は，平成３１年３月２２日，大阪府公安委員会に対し，本件処分を不服として審査請求をした。大阪府公安委員会は，令和元年１１月２７日，原告に対し，審査請求を棄却する裁決をし，その頃，原告に通知した（甲５）。

⑹　原告は，令和２年４月２２日，本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

３　争点及び争点に関する当事者の主張の要旨

本件の争点は，原告が本件信号無視をしたか否かであり，この点に関する当事者の主張の要旨は，次のとおりである。

（被告の主張の要旨）

原告が本件信号無視をしたところを[redacted]警察官が現認したものである。[redacted]警察官の現認位置から，本件信号機及び停止線の視認性に問題はなく，[redacted]警察官は原告車両の走行状況を確実に現認していた。

本件信号機の表示する信号が赤色灯火かつ直進の青色灯火矢印に変わったところで左折進行したのであれば，青色灯火かつ直進の青色灯火矢印に変わるまで直進しようとする車両は進行することができないから，原告車両が左折進行する際に直進しようとする車両が列をなして停止していたとしても矛盾はない。

[redacted]

（原告の主張の要旨）

原告は，本件信号無視をしていない。原告は，本件信号機の表示する信号が左折の青色灯火矢印であったことから左折したものである。

[redacted]

（被告の主張の要旨）記載の原告の発言は否認する。[redacted]

[redacted]

第３　当裁判所の判断

１　原告が本件信号無視をしたか否か

(1)　警察官の供述について

ア　被告は，[redacted]警察官が原告による本件信号無視を現認したと主張し，[redacted]原告車両を停止させた[redacted]警察官が取締り状況を次のとおり供述する（同人の陳述書である乙８の記載を含む。以下同じ。）。

(ア)　[redacted]警察官は，[redacted]警察官と共に，[redacted]年[redacted]月[redacted]日当時，大阪府[redacted]警察署地域課に所属し，日常的に交通取締り業務等に従事していた。

本件交差点においては，本件交差点南行き車線の対面信号機（本件信号機）が赤色灯火かつ直進の青色灯火矢印であるにもかかわらず，本件交差点北側南行き車線第１通行帯を進行し，停止線を越えて本件交差点に進入し左折進行する車両が多かったこと，そのような車両が本件交差点東側の自転車横断帯を通行中の自転車と交通事故を起こすおそれがあったことから，[redacted]本件交差点北東角において信号無視の取締りが行われていた。

[redacted]

[redacted]

(イ) [redacted]

(ウ) [redacted]警察官は，[redacted]年[redacted]月[redacted]日，[redacted]警察官と共に本件交差点における交通取締りに従事し，原告車両が本件交差点において本件信号無視をしたものとして交通違反処理をしたはずであるが，具体的な記憶はない。

イ [redacted]警察官は，[redacted]年[redacted]月[redacted]日，[redacted]警察官とともに本件交差点における交通取締りに従事し，原告車両が本件交差点において本件信号無視をしたのを現認したはずであるが，具体的な記憶はなく，[redacted]の陳述書を作成した（乙7）。

ウ [redacted]警察官の供述は，本件交差点における交通取締り及び交通違反処理の一般的な方法について詳細に説明するものであり，その説明内容も合理的なものであるから，一定以上の信用性を有する。また，本件交差点における交通取締りは日常業務として定期的に繰り返されていたものであり，[redacted]交通取締りにおける誤認も少なく，取締りの精度も相当程度に高かったものということができる。

そうすると，[redacted]警察官及び[redacted]警察官により原告に対して適正に交通取締りがされたこと，すなわち，原告が本件信号無視をしたことが一定程度以上に推認される。

(2) 原告本人の供述について

ア　原告は，本件信号無視をしたとされる当時の状況等について，要旨次のとおり主張し，供述する。

原告は，[redacted]本件交差点の停止線の約５０ｍ手前にある[redacted]交差点を直進通過したところで，原告車両が走行していた第１通行帯が左折専用車線であることに気付いた。原告は，[redacted]交差点を通過してすぐの時点や本件交差点に進入する直前の時点で，本件信号機の表示する信号を確認したところ，左折の青色灯火矢印であった。原告は，[redacted]本件交差点を左折進行した。[redacted]

原告は，本件交差点を左折するとすぐに，警察官から停止を命じられ，「まっすぐしか行けませんよ。」と言われた。[redacted]警察官から，信号無視をした旨告げられた。原告は，[redacted]本件信号機の表示する信号が左折の青色灯火矢印であった旨を述べて否認したが，解放してもらえなかった。[redacted]原告は，本件供述書にひとまず署名して解放してもらった。

[redacted]

イ　原告の前記アの供述は，原告が本件交差点を左折進行した理由や本件供述書に署名押印した理由の説明として自然で迫真性に富むものであって，採用することができる。

これに対して，本件信号無視を現認したとする[redacted]警察官が作成した陳述書（乙７）には，本件についても，間違いなく，[redacted]信号無視を現認したので，違反車両を停止させ，所定の手続を行ったと言えるが，当時は多数の信号無視の取締りを行っていたので，それ以上の記憶はない旨の記載があるにとどまる。また，[redacted]警察官と共に当時本件交差点において信号無視の取締りに当たっていた[redacted]警察官も，同旨の証言をするにとどまる。[redacted]警察官の証言及び陳述書（乙８）によれば，当時，本件交差点において，本件信号機の表示する信号が赤色灯火かつ直進の青色灯火矢印であるにもかかわらず，本件交差点を左折進行する車両が多く，本件交差点の自転車横断帯を同横断帯用の信号機の青色灯火信号に従って通行する自転車との事故を防止するために，特に本件信号無視と同様の態様の信号無視に着目して取締りを行っていたことが認められるから，一般論としては，[redacted]警察官が信号無視を誤認する可能性は低いということはできる。

しかし，[redacted]警察官が立っていた位置から原告車両の対面信号機までの距離は[redacted]であり（乙３），やや距離があることは否めない。この位置からだと，対面する車両への視認性を優先している信号機を斜めからのぞき込むこととなるため青色矢印灯火も一部が日除けにかかり視野から欠けている。本件信号機の表示する信号が左折の青色灯火矢印であるのか直進の青色灯火矢印であるのかの識別に万全を期し難く，これを見誤った可能性を一概に否定することはできない（乙５・写真第１，第２号と同第７，第８号とを対照）。

そうすると，[redacted]警察官の陳述書並びに[redacted]警察官の証言及び陳述書

に相応の信用性があるとはいえるものの，前記のとおり[redacted]警察官による本件信号機の視認状況が万全とまではいい難く，そのほかにこれを裏付ける客観的な証拠がないことに鑑みれば，その信用性には限界があるものといわなければならない。そして，原告の前記アの供述の信用性が高いことを踏まえると，[redacted]警察官及び[redacted]警察官による供述等の信用性が相当程度弾劾されることを否定することはできないものというべきである。

(3) 以上の次第であるから，[redacted]警察官の陳述書並びに[redacted]警察官の証言及び陳述書によっても原告が本件信号無視をしたものと認めることはできず，また，原告が本件供述書に署名押印したという事実は認められるものの，これによって，原告が本件信号無視をしたものと推認することはできず，ほかに原告が本件信号無視をしたものと認めるに足りる証拠はない。

2 本件処分の適法性について

前記1で説示したところによれば，原告が本件信号無視をしたものとは認められないのであるから，大阪府公安委員会は，本件申請に対し，優良運転者である旨の記載のある免許証を交付して免許証の更新をすべきであった。しかるに，同委員会は，優良運転者である旨の記載のない免許証を交付して本件処分をしたものであるから，本件処分は違法である。

3 義務付けの訴えについて

前記2で説示したとおり，大阪府公安委員会は，本件申請に応答して免許証の更新をするに当たり，優良運転者である旨の記載のある免許証を交付すべきであったのに，その旨の記載のない免許証を交付したものであるから，本件処分は，申請に応答して授益をするに当たり法律上付与すべき権利利益の一部を付与しなかったものであり，本件申請の一部拒否処分と同様の法律状態を生じさせたものといえる。

そうすると，本件の義務付けの訴えについては，行政事件訴訟法3条6項2号所定の義務付けの訴えに関する規定が適用されるものというべきであり，本

件処分は取り消されるべきものであるから，本件の義務付けの訴えは適法である（同法３７条の３第１項２号）。

そして，本件処分の取消請求に理由があり，かつ，原告は本件処分の時点で優良運転者であって，大阪府公安委員会が優良運転者である旨の記載のある免許証を交付すべきであることが法９３条１項の規定から明らかであるから，上記免許証を交付して免許証の更新をすべき旨を命ずべきである（行政事件訴訟法３７条の３第５項）。

第４　結論

よって，原告の請求はいずれも理由があるから，これを認容することとして，主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第２民事部

裁判長裁判官　森　鍵　一

裁判官　齋　藤　毅

裁判官

豊　臣　亮　輔

（別紙）

関係法令の定め

1　運転免許並びに免許証及びその有効期間，記載事項等

⑴　自動車等を運転しようとする者は，公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならず（法８４条１項），免許は，免許証を交付して行う（法９２条１項）。

⑵　法９２条の２第１項（令和元年法律第２０号による改正前のもの。以下同じ。）は，免許証の交付又は更新を受けた者を「優良運転者」及び「一般運転者」と「違反運転者等」とに区分しているところ，「優良運転者」の意義は，「更新日等（中略）までに継続して免許（中略）を受けている期間が５年以上である者であって，自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が優良な者として政令で定める基準に適合するもの」と規定されている（同項の表の備考一の２）。上記基準は，道路交通法施行令（令和元年政令第１０８号による改正前のもの。以下「令」という。）３３条の７第１項１号により，所定の更新期間内に免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）を申請する者については，更新前の免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の４０日前の日の前５年間において違反行為等をしたことがないこととされている。

これに対し，「一般運転者」とは，「優良運転者又は違反運転者等以外の者」をいい（法９２条の２第１項の表の備考一の３），「違反運転者等」とは，「更新日等までに継続して免許を受けている期間が５年以上ある者であって自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況が不良な者として政令で定める基準に該当するも

の又は当該期間が５年未満である者」をいう（同表の備考一の４）。

⑶　免許証には，「免許証の番号」，「免許の年月日並びに免許証の交付年月日及び有効期間の末日」，「免許の種類」，「免許を受けた者の本籍，住所，氏名及び生年月日」を記載するほか，免許を受けた者が優良運転者である場合にあっては，表側の余白の部分に，その旨をも記載する（法９３条１項，３項，道路交通法施行規則１９条２項，別記様式第１４の備考４）。

２　免許証の更新

免許証の更新を受けようとする者は，所定の更新期間内に，その者の住所地を管轄する公安委員会に更新申請書を提出しなければならない（法１０１条１項）。

免許証の更新は，更新申請者が現に有する免許証と引換えに新たな免許証を交付して行う（法１０１条７項，道路交通法施行規則２９条９項）。

以　上

大阪 10-214878

COPY COPY COPY COPY COPY COPY COPY COPY

これは正本である。

令和２年１１月２５日

大阪地方裁判所第２民事部

裁判所書記官　　高　木　忠　弘

甲第 5 号証

大阪府公安委員会指令（監）第１７４号
令和元年１１月２７日

審査請求人
　住　所　[redacted]
　氏　名　[redacted]

大阪府公安委員会

裁　　決　　書

平成３１年３月２２日に申立てのあった有効期間が[redacted]年の運転免許証（一般運転者）交付処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査請求を棄却する。

事　案　の　概　要

審査請求人は、[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]時[redacted]分ごろ、[redacted]交差点において、普通乗用自動車を運転し、対面信号機が赤色灯火であるにもかかわらず、北から東へ左折進行したものである。

そして、審査請求人は、[redacted]年[redacted]月[redacted]日、運転免許証の有効期間の更新の申請を行ったものであるが、前記交通違反を行っていたため、道路交通法第９２条の２第１項に規定する一般運転者に該当することから、当公安委員会は、同年[redacted]月[redacted]日、審査請求人に対し、有効期間が[redacted]年の運転免許証を交付したものである。

審理関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張の要旨

（１）審査請求書記載の主張の要旨

[redacted]

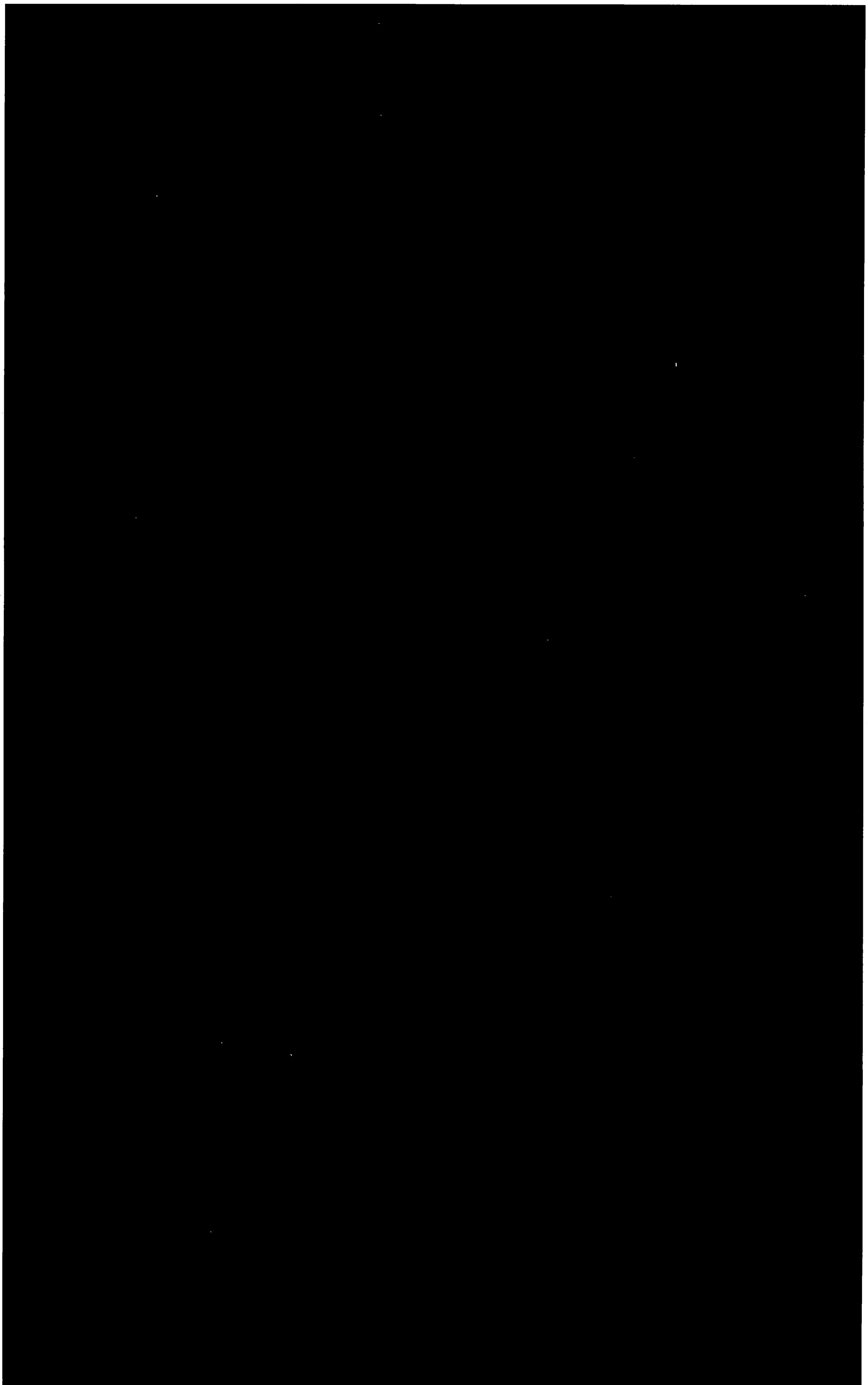

[redacted]

（2）反論書記載の主張の要旨

ア [redacted]

イ [redacted]

（ア）[redacted]

[redacted]

（イ）[redacted]

（ウ）[redacted]

2　処分庁の弁明の要旨

（1）[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]時[redacted]分ごろ、[redacted]交差点（以下「本件交差点」という。）北東側路上に位置して、交通取締りに従事していた[redacted]の警察官は、本件交差点南行き車線の対面信号機が赤色灯火かつ直進の青色灯火矢印であることを確認した後、本件交差点北側南行き車線第一通行帯を進行する普通乗用自動車（以下「審査請求人車」とい

う。）が、停止線手前で停止することなく、停止線を越えて本件交差点に進入し左折進行したことから、警察官は信号無視（赤色等）と認め、警笛を吹鳴して[redacted]の警察官に合図を送り、[redacted]の警察官が停止命令を発し、審査請求人車を停止させたものである。

そして、警察官は交通反則切符を作成して、違反事実等について説明の上告知し、交通反則切符の供述書（甲）欄への署名指印を求めたところ、審査請求人は任意に署名指印し、交通反則告知書及び仮納付書を受領したが、後日、交通反則通告センター光明池分室に出頭し、違反事実を否認したことから、警察官は否認事件として措置したものである。

（２）本件交差点北側南行き車線からの対面信号機の灯火及び停止線の視認性は良好であり、警察官の現認位置から審査請求人車の走行状況、対面信号機の灯火及び停止線の見通しに問題はなく、警察官は本件違反を確実に現認している。

（３）審査請求人は、[redacted]などと主張するが、前記のとおり、本件違反事実は明らかであるから、審査請求人の主張は認められない。

以上のことから、道路交通法第９２条の２第１項に規定する「一般運転者」に該当するとして、審査請求人に対し、有効期間が[redacted]年の運転免許証を交付したことは妥当であり、違法、不当はない。

理　　　　　　由

本件信号無視について、関係記録によると、[redacted]年[redacted]月[redacted]日[redacted]時[redacted]分ごろ、[redacted]交差点（以下「本件交差点」という。）北東側路上に位置して、[redacted]交通取締りに従事していた[redacted]の警察官は、本件交差点南行き車線の対面信号機が赤色灯火かつ直進の青色灯火矢印であることを確認した後、本件交差点北側南行き車線第一通行帯を進行する普通乗用自動車（以下「審査請求人車」という。）を停止線手前１０．４メートルの地点に認め注視していたところ、審査請求人車は停止線手前で停止することなく、停止線を越えて本件交差点に進入し左折進行したことから、信号無視（赤色等）と認め、警笛を吹鳴して[redacted]の警察官に合図を送り、[redacted]の警察官が停止命令を発して、審査請求人車を停止させていることが認められる。

審査請求人は、審査請求書において、[redacted]

[redacted]などと主張し、反論書においては、[redacted]などと主張するが、関係記録によると、

警察官の現認位置から審査請求人車の対面信号機の灯火及び停止線の視認性に問題はなく、当該信号機の現示は、赤色灯火かつ右折の青色灯火矢印から黄色灯火、赤色灯火へと変化した後、約５０秒後に左折の青色灯火矢印が点灯し、さらに黄色灯火、赤色灯火へと変化した約５秒後に、直進の青色灯火矢印が点灯するものであることが認められ、左折の青色灯火矢印と直進の青色灯火矢印とでは、矢印が点灯するタイミングが明らかに異なることを踏まえると、本件交差点において、[redacted]交通取締りに従事していた警察官が、当該信号灯火を見誤り若しくは誤信する可能性はおよそ考えられず、前記認定のとおり、警察官は審査請求人車の走行状況を確実に現認していることが認められるから、本件違反事実は明らかである。また、当時、警察官は交通反則切符を作成し、審査請求人に対して本件違反事実等を説明するなどして適正に告知したところ、審査請求人は交通反則切符の供述書（甲）欄へ署名指印し、交通反則告知書及び仮納付書を受領したものの、後日、交通反則通告センター光明池分室に出頭し、違反事実を否認したことから、警察官は否認事件として措置していることが認められ、その他警察官の取扱いに違法、不当があった事実も認められない上、たとえ審査請求人が当初から違反事実を否認していたとしても、本件違反事実の認定は前記のとおりであるから、審査請求人の主張は採用できない。

したがって、申立理由は、有効期間が[redacted]年の運転免許証（一般運転者）交付処分を取り消すべき理由とは認められない。

よって、本件審査請求については、行政不服審査法第４５条第２項の規定により主文のとおり裁決する。

以　上

上記裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和元年１１月２７日

大阪府公安委員会

（教示事項）

この裁決について不服があるときは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

令和２年１２月１７日

ご連絡

林弘法律事務所
弁護士　山中理司　様

文書料の納付を確認しました。ご依頼の文書等を送付致します。

〒540-8540　大阪市中央区大手前三丁目1番11号
大阪府警察本部　府民応接センター
情報公開室
TEL:06-6943-1234
FAX:06-6941-6484